

鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画タイムライン（医療機関・保健所・環境保健センター）

	準備期 (平時)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、政府対策本部が定める基本的対処方針が実行されるまで)	対応期			
			封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期
実施体制 (医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○実践的な訓練の実施 ○市町村・指定地方公共機関等の行動計画等の作成や体制整備・強化 ・新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者・専門人材の養成等 ・新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定 ・県連携協議会等を活用した地域の関係機関（保健所・医師会・他医療機関等）との連携の推進 					
水際対策 (環境保健C)	<ul style="list-style-type: none"> ○国との連携 ・PCR検査協力 					
検査 (環境保健C)	<ul style="list-style-type: none"> ○体制の整備 ・機器の整備, メンテナンス, 精度管理 ・備蓄試薬, 物資の確認 ○訓練等による検査体制の維持及び強化 ・国, 県等の訓練を活用した検査体制の維持 ・関係機関との検体等搬送確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○有事体制への移行準備 ・試薬・物資等の調達準備 ・人員確保準備 ○検査体制の立ち上げ 	【流行初期】 <ul style="list-style-type: none"> ○有事体制への移行 ○検査の実施 			
			【流行初期以降】 <ul style="list-style-type: none"> ○検査体制の拡充 ・PCR検体数の拡充, 変異株の状況分析 			
医療 (医療機関) ※特記がないときは, 全ての医療機関が対象	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の設備整備・強化等 ・ゾーニングや個室・陰圧室等の定期的な確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療提供体制の確保等 ・患者の受入体制の確保及び適切な医療提供（感染症指定医療機関） 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等に関する基本の対応 ・県の要請に応じてG-MISへの入力 ・感染症対策物資等の備蓄・配置状況のG-MISへの入力 ・地域の感染症医療提供体制の中核として医療提供（感染症指定医療機関） ・県の要請に応じて, 協定に基づく医療提供（協定締結医療機関） ○協定に基づく医療提供体制の確保等 ・患者及び疑似症患者の保健所への迅速な届出 ※地域の関係機関（保健所・医師会・他医療機関）と連携した適切な医療提供・感染症対策のための情報収集に努める 			
			【新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前】 <ul style="list-style-type: none"> ・初動期に引き続き, 患者の受入体制の確保及び適切な医療提供（感染症指定医療機関） 【流行初期】 <ul style="list-style-type: none"> ・県の要請に応じて協定に基づく病床確保及び発熱外来の開始（流行初期医療確保措置協定締結医療機関） 【流行初期以降】 <ul style="list-style-type: none"> ・県の要請に応じて, 協定に基づく医療提供の開始（協定締結医療機関） 	<ul style="list-style-type: none"> 【特定のグループにおける感染・重症化リスクが高い場合】 ○リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制の確保（感染症指定医療機関, 協定締結医療機関） 【病原性が高い場合】 ○重症者用病床の確保（感染症指定医療機関, 協定締結医療機関） 【感染性が高い場合】 ○医療提供体制の拡充（協定締結医療機関） ※県の要請に応じて対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応 ※県の要請に応じて対応 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療提供体制への段階的な移行 ※県の要請に応じて対応

	準備期 (平時)	初動期 (感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、政府対策本部が定める基本的対処方針が実行されるまで)	対応期			
			封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期
保健 (保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画を含む体制の整備 ○保健所及び地方衛生研究所等の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機対処計画及びBCPの策定 ・感染症サーベイランスシステムを活用した流行状況の把握体制の整備 ○保健所及び地方衛生研究所等の体制整備(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・G-MISを活用した協定締結医療機関の協定の準備状況の把握 ・地域における鳥インフルエンザの発生状況 ○地域における情報提供・共有, リスクコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○有事体制への移行準備 <ul style="list-style-type: none"> ・人員の参集や受援に向けた準備 ・物資・資器材の調達準備 	<p>○主な対応業務の実施(県、保健所及び環境保健Cが相互に連携して対応する。)</p> <p>①相談対応, ②検査・サーベイランス, ③積極的疫学調査, ④入院勧告・措置, 入院調整, 自宅・宿泊療養の調整及び移送, ⑤健康観察及び生活支援, ⑥健康監視</p> <p>【流行初期】</p> <p>○迅速な対応体制への移行</p> <p>【流行初期以降】</p> <p>○流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し</p>			
保健 (環境保健C)	<ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画を含む体制の整備 ○保健所及び地方衛生研究所等の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機対処計画及びBCPの策定 ・感染症サーベイランスシステムを活用した流行状況の把握体制の整備 ○保健所及び地方衛生研究所等の体制整備(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・国の訓練への参加 ・調査及び研究の充実 ・関連機関との連携体制構築 ・休日当の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○有事体制への移行準備 <ul style="list-style-type: none"> ・人員の参集や受援に向けた準備 ・物資・資器材の調達準備 	<p>○主な対応業務の実施(県、保健所及び環境保健Cが相互に連携して対応する。)</p> <p>①相談対応, ②検査・サーベイランス, ③積極的疫学調査, ④入院勧告・措置, 入院調整, 自宅・宿泊療養の調整及び移送, ⑤健康観察及び生活支援, ⑥健康監視</p> <p>【流行初期】</p> <p>○検査の実施</p> <p>【流行初期以降】</p> <p>○検査体制の拡充</p> <p>○流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し</p> <p>○安定的な検査・サーベイランス機能の確保</p>			
物資 (医療機関) ※は努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等 <ul style="list-style-type: none"> ・個人防護具の計画的な備蓄(協定締結医療機関) ・個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置(※) ・必要な感染症対策物資等の備蓄・配置(※) 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認(協定締結医療機関) 				